

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和5年5月22日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市個人情報保護審査会

会 長 久 保 博 道

令和4年6月23日付け、同年9月21日付け及び同年11月21日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審 査 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	審査請求人に係る法律相談記録
審 査 の 結 果	実施機関が、審査請求人からの保有個人情報開示請求に係る法律相談記録の一部について不開示とした決定は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和4年4月15日、同年8月24日及び同年10月24日、審査請求人は、実施機関と市顧問弁護士との間の法律相談記録（計6件）を対象として、保有個人情報開示請求をした。
- 2 令和4年5月2日、同年9月7日及び同年11月7日、上記1の開示請求につき、実施機関による各一部開示決定（原処分）がなされた。なお、原処分の内訳は次のとおり。

【指令665号】令和4年5月2日付一部開示決定

【指令674号】令和4年5月2日付一部開示決定

【指令1778号】令和4年9月7日付一部開示決定

【指令2413号】令和4年11月7日付一部開示決定

原処分における不開示理由は、いずれも同部分の情報が大和市個人情報保護条例第19条5号イに該当するというものであった。

- 3 令和4年6月23日、同年9月21日及び同年11月21日、原処分に対し、審査請求人からそれぞれ審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分の取消しを求める。

第3 当事者の主張

- 1 審査請求人の主張の要旨

本件不開示情報である法律相談記録の件名と内容を開示したとしても、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれは皆無であり、処分庁は本件不開示部分を開示する義務を負う。

本件不開示情報の対象となる各事件は、すでに完結していることは固より、その性質上、本件不開示情報を審査請求人に開示したとしても、大和市における事務の適正な執行を困難にすることはない。すなわち、当該各事件とは、公開法廷において主張立証を展開させる一般的な訴訟事件とは異なり、単に、裁判所書記官に申し立てをする「訴訟費用額確定処分」であって、その内容は、出廷に係る日当及び交通費と共に、提出書類に係る作成手数料の計算のみであることに鑑みれば、その内容は他方当事者においても当然に熟知するところ、当該訴訟費用額確定処分の申し立てを行うか否かは、行政として、衡平公正な観点をもって行使すべき事務手続きであることから、最早、秘匿性を要する情報には該当しない。

審査請求人は、令和4年4月15日付け個人情報開示請求に際しては、その対象となった令和2年8月3日付けから令和3年1月12日付け法律相談記録の5件の件名を「審査請求人に対する訴訟費用償還請求権を行使するにあたり、大和市職員と大和市顧問弁護士との間における法律相談記録」としている。

さらには、審査請求人が、令和4年4月15日付け個人情報開示請求に際しては、

令和2年12月7日付け法律相談記録の件名を「供託金を訴訟費用に係る債権と相殺することの適否について」と特定しているので、これらの事実を鑑みれば、件名部分については、法的保護を要する「事務事業に関する情報」には該当しない。

2 実施機関の主張の要旨

本件不開示情報は、大和市個人情報保護条例第19条5号イが不開示事由として定める争訟等の対応方針に関する情報に該当し、これを開示すれば本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

争訟等の対応のための顧問弁護士との法律相談記録における件名及び内容は、争訟における非常に重要な本市の方針や対応に関するものである。

そのため、これらが開示されれば、争訟の一方当事者である本市の重要な秘密が明らかになり、当該争訟に係る事務に明らかに支障を来し、当該事務の適正な執行を著しく困難にするなど、本市の争訟の一方当事者としての地位を不当に害するおそれが高度の蓋然性をもって認められる。

第4 当審査会の判断

1 本件審査請求の手続に関する適用法令

本件審査請求は、令和5年3月31日以前になされているところ、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の附則第5項による経過措置規定により、本件審査請求に関する手続にはなお大和市個人情報保護条例（前同日廃止。以下「条例」という。）が適用されるので、本件審査請求は、同条例に基づきこれを審査し、判断することとする。

2 条例第19条5号イの該当性

- (1) 条例第19条5号イは、「争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある保有個人情報について実施機関に開示する義務がない旨定める。

この規定は、争訟に係る内部的方針や事務手続の処理等に関する情報については、正規の争訟の場を経ずに相手方当事者に伝わるなどした場合、市の当事者としての地位が害され、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあることから、これらの情報を不開示としているものである。

- (2) 本件不開示部分である市顧問弁護士との法律相談記録は、審査請求人を相手方とする訴訟に付随する訴訟費用確定処分申立事件に関して、これに対処するための方針、対応、準備等について市の内部的な打合せの内容を記録したものである。これは、市が当事者として行う争訟等の記録に当たることには変わりはなく、このような情報を開示することは、その事務の執行を著しく困難にするおそれがある。

また、本件では、原処分時点において、本件法律相談の対象となっている訴訟費用額確定処分申立事件について、その訴訟費用の支払いが完了していないなど、争訟は継続中であることが認められるから、相談記録の開示は依然として市の事務の

執行に支障が生じることは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報は、条例第19条5号イに該当し、これを不開示と判断したことに違法は認められない。

- (3) なお、件名の情報についてもそれがその記録の内容を示すものであり、前記と同様に、開示されることにより行政事務の執行に支障が生ずる点で異なるところはなく、また、仮に、審査請求人において件名又はそれに相当する情報をすでに知っているとの事情があるとしても、その情報が不開示とするために当たるのであるから、その事情のみをもって開示することが義務付けられるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求はいずれも理由がなく、実施機関がした原処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

第5 審査の経過

令和5年1月23日 諮問

令和5年1月30日 第1回審議

令和5年3月28日 第2回審議

令和5年5月22日 第3回審議（答申）